學濟經學人國帝都京

號

行 發 日 一 月 一 年 八 和 昭 	
新年特別號 インフレーション財政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>:</u> }

禁

轉 載

地方財政の改革

沙見三

鄍

第一、六大都市の人口と富

都市及び町村とは異れる特質を有するに至つたのである。人口の集中は同時に六大都市の不動産 を有してゐるかを明かにする爲めに次の表を作製したのである。 の價格を騰貴せしめた。人口と土地家屋の賃貸價格とが全國と六大都市とに於いて如何なる關係 我國に於いて最近特に著しくなつた傾向であるが、六大都市に人口が集中し、六大都市以外の

							1
計	横	名	神	京	大	東	
	濱	古屋	戶	都	阪	京	
	市	市	市	市	市	市	
七、六〇四、油川四	2001 元	九〇七、四〇二	七八七、五九六	长年一四二	二、四五三、五六九	二 040、至元	人口(昭和五年十月一日)
二元二、七五九、八四三	一七、九一三、二六五	二六、八三七、四四六	111、0七八、七四五	10、10一、三八九	八三、四一二、五九八		土地の賃貸價格(五年四)
四一六、〇八三、八五二	二〇、七六二、四九八	元、0二六、三五0	三九、六六三、七七0	三四、六〇一、九三二	九七、八三二、一四九	一八四、一九七、一五三	家屋の賃貸價格(六年)

た對する百分比 六大都市の全國 重 六四、四四七、七二四 二:八%] 、岩區、七元、二二 一六九%)、五九五、八四二、八七四 三:/%

貸價格の一割七分を六大都市が占め、 のである。 人口 の 一 人口の集中してゐる以上に富が集中してゐると云はねばならぬ 割二分が六大都市に集中して 六大都市の家屋の賃貸價格は全國の二割六分に當つてゐる ―最近の大東京の人口を暫く度外視するも―― 土地 の賃

て調べると次の結果を得るのである。 物件たる第三種所得に就いて大正四年と大正九年と大正十四年と昭和五年との過去十五年に就い 而らば富が六大都市に集中する趨勢は最近如何なる方向を辿つてゐるか、 第三種所得税の課税

	橫	名	神	京	大	東	
計	濱	古屋	戸	都	阪	京	
	市	市	市	市	市	市	
一五二、元四四	カ、一六三	九、九五四	1三、0三六	一四、五一八	图) 7 三 三	六七 英人〇	種所得大正四年の第三
四亿九、四九三	国一, 七国	二四、四八五	四二人0人	芸大・一人二	中八年	101/01個	種所得をの第三
九00、九六	三五、六五七	七三、五七八	100、六四州	众 兴三	. 二分7兄	三二/三十月	三種所得大正十四年の第
八四六、四一	四、八字	次コン	北五、四二	八四、三三〇	三天八三	三八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八、五八	種所得昭和五年の第三

地方財政の改革

第三十六卷

第一號

だ對する百分比	全國
= 7/6	六九七、二八四
-1 2 · 0%	一、人七二、六五六
11七.四%	三、二八二、三八七
三 四 9/6	二、四六九、一〇四

割四四 大 Œ 分とな 四年に六大都 Ď, Ī 市 + ДЦ の第三種 华 Ċ は二割七分、 所得が 全國 昭 のそれの二割二分に上つてゐた 和 Ŧī. 年に は三 割 四 分と云 ふ風 Ó 13 逐年 0 から 増 大 加 ĪΕ U フレ T 年 42 3 Z は二

市の地 釣 である。 0 合を 人 案を考察するに先だち、 口 調 方 から 財政 都市に集中し而も人口以上に富が六大都市に集中してゐると云ふ事實からして、 和 せんとして地 Ü 割合に餘裕を保ち六大都市以外の 方財 我國 政調整交付金の の 地 方稅制 制度が 度の 現狀 地 方財政 考 を明 へら か 'n は苦しくなつて來るのである。 たので 12 7: あるが、 r 5 の である。 此 0 地 方財政 六大都 Ó 此 改革 の不

||二、我國の地方稅制度

表 12 る してゐるが、 0 獨逸に於い 囡 最近エ |税と地方税とを如何に配分するかの問題は我國に於いても重要なる意義を有してゐるが、 ッ τ 乜 は 國家と地方とに於ける租稅分配の基本形式として次の四つの型を分つてゐる。第 財 (Dr. Arnd Jessen)は獨逸の 政調整 (Finanzausgleich)の問題として財政學者の研究の中心題目をなしてゐ 財政 調整の理論及び實際に就き貴重なる 研究を發 特

1) Der deutsche Finanzausgleich in Theorie und Praxis (Vierteljahresschrift für Steuer-und Finanzrecht, 1932. Heft. 3)

然分離 (Das steuersystem) 我 稅 の 衷 あ 收 國 たる第四 る 種を國家と地 は が、 絊 え 0 Uberschneidungssystem) やある。 の 地 然 方稅 第 7= τ の 租 部 る であつて、 阈 to は次の 方 より第三までの方 稅 法 を徴收 地 稅 方とに が行は 方 如く に分つ 本 槍 晶 しそれぞ 地 道府 n 别 0 方 る する方法 方 ò が 法 Ō め 縣税と市 法 n 租 T T (Das 稅 あ は あ 自己の收入と を徴收 る。 Ź 理 (Das reine 此等 町 鯍 第二は 村 找 的 四 Quellenteilungssystem) であつて、 税とより成 國 し 12 Staatssteuersystem) であつ 其の 考 種 0) 純 國 0 -^ なすもの 収入の 然た 得 方 桃 法が ξ. 5 る地 n つてゐ 租 ħ 3 τ 部を 方稅 稅 稅 0) あ るが、 O分 2 Ź. 配 國家に貢 分ち方も C 本槍 あ 0 基 って、 第四 圆 τ 本 あ 稅 形式 型 第四 は以 納するの 15 國 絽 (Das 附 家 局 上 加 として 0) 國 か 型に 稅 は三 reine 家 であ 租 種 を課す 成立 ځ 稅 8 0 種 地 Z 方 0) Gemeinde-方 徴 ^る方法 す 法 7. 方 とが 第三 收 る 7) 法 **(1)** 折 0 Z, 0 全 は 其 折 衷 C

道府 縣 稅 (國稅附 獨立稅(特別地稅、 加稅(地 租附加稅、營業收益稅附加稅、所得稅附 家屋稅、 營業稅、 雜種稅) 加稅、鑛業稅附 加 稅 砂 鑛 區稅附加 稅、取 引所營業稅附

國

税と全く

税種を異にす

る獨

立

税を課する方法とを合せ用ひてゐ

Ž,

村稅 道府縣稅附加稅(特別 國稅附加稅(地租附加 稅 地 税附 營業收益稅附 加稅、 家屋 税附. 加稅、 加 所得! 稅 稅附 營業稅附. 加 稅、 加 **鑛業稅附加** 稅 雜種稅附 稅 加 砂鑛區 稅 稅 附 加 稅 取 引所營業

市町

獨立稅(戶數割

其

他の

特

訓

梲

m して昭 和 七年度に於 17 る國 稅 及び 地 一方税收入の收入を見るに約 -四 億 圓 に上 5 國 税2) かっ 約 五.

分の三を占め道 府 が無税と市税-と町村税との地方税が 約五分の二を占めて る る

第三十六卷

三五

第

號

二三五

地方財政の攺革

2) 大蔵省編纂;非常時財政の解剖十五頁乃至十六頁3) 内務省地方局;昭和七年度道府縣歲入歲出豫算4) 内務省地方局財務課;昭和七年度局六年度市町村歳入出豫算

昭和七年度に於ける國稅及び地方稅收入の豫算 (單位千圓)

111년~ [원0		計	一三、光一	計	三十七分		計	次07元语		計	
								九、三。	他		其
								三二、八門	金	人局盆	專賣
								二六、元6	稅		關
					1、四年0	都市計畫特別稅	都市計	一一、七九三	枕	引所	取
₹700 £	他	其	10~11週11 4	其他	三	種稅	雑	第07四川	稅	消費	織物
10至、0克	割	戶數	10、一个	数割	七七月月	業稅		七一、北当二	稅	消費	砂糖
六、公益	加稅	雜種稅附	1117010	雜 種 稅 附加稅	图010次图 3	屋稅	家	一类、四个	稅		酒
四、五、五	附加稅	營業稅附	三,三0至一,炒	營 業 稅 附加稅	八、玉元	地稅	特別	一四、一元	安行稅	銀行券發行	兌換
三、公	附加稅	家屋稅附	三百、六六四 令	家 屋 稅 附加稅		引所營業稅附加稅	取引所	元、0三	稅	續	相
	稅附加稅	特別地稅附	PH A.F.	特別地稅附加稅	九 知 和	税附加税	皺	海人会	秕	利于	資水
八〇元里	益税附加税	營業收益稅	四四	營業收益稅附加稅	六、六一数	公益稅附加稅	營業收	1017年中	秕	八收益	營業
三一、四六四	加稅	地租附加	へ宝一	地租附加税	六八、鬼八 神	附加稅	地租	五八、四八二	租		地
1,410	附加稅	所得稅附	宝宝	所得稅附加稅	三三二三二	税附加税	所得		稅	得	所
 稅 	村	用了	税	市	稅	府縣	道	秒			
	_	秕		ガ	地			t	:	•	et i

し、主として都會に住居する商工業關係者が輕く負擔してゐる。試みに第三種所得稅納稅者に就 ある。然るに各種の調査の示す處に依れば、主として田舍に住居を有する農業關係者が重く負擔 此等の國稅と地方稅とが各職業を通じ各地方を通じ公平に分配せられて居れば問題はない筈で

所得額に對する公租公課等の預擔割合(%)

漁業所得者	山林田畑所得者	田畑所得者		所得者種別
111-11	19:4		一五•八	千二百圓級
110•11	三宝・七		一六・九	千五百圓級
三0.九	天	四 三 六	14.4	二千圓級
1111-2	三四九	251-11	一七六六	三千圓級

郷軍人會等の負擔及び部落協議費を舉げる事が出來る。 農會、畜產組合、森林組合、 縣をして標準となるべき市町村に就き、 組合費等の租稅負擔額の内容に就き分類する必要がある。 以上は公租公課の合計に就いて調べたものであるが、 重要物產同業組合、酒造組合、水產會、衛生組合、各種敎化團體、在 標準となるべきものを各二人宛選定せしめ、此等租税其 課税標準所得額を四階段に分ち、各道府 更に國稅、 又其の他の負擔額として商工會議所、 府縣稅、市町村稅、水利(土功)

所得階段別に見たる公租公課等の資擔割合

の他の公租公課等の負擔割合を見て次の結果を得たのである。

(イ)千二百圓乃至千五百圓階級者

地方財政の改革

第三十六卷 二二七 第一號 二二七

第三十六卷	
三八	
第一號	

1	漁	山 林			種	所
i	業 (所	H	畑へ所	~所		得
	二得四得	(四○1	四得	四得二	別	者
	名者	滔 香	名者	<u>名者</u>		
, '	- 7 美	員	- / 三地	一 三 三	定所第 額得三 決種	华
		2:91				- / -
	一九、公二四八、五三	四 九 0 四		四 三 三	稅	
	門		三 三 三 六	咒"二三 七二、三八	府縣	租
			<u>皇</u>	<u>=</u>	税	-ri
	北、1	当、三元、語	2	堂月	村市	稅
	~				租 不	쥙
		.m.	九二、四三 1三六、八八 四三、三九		合立 費 型利	
	<u></u>		四三	근	≅L.	擔
	一型七、壹	大馬人村	四层、 八二	三型	計	額
				₽¥ ○%	割對所	
		355		<u>0%</u>	置谷	
	Tall 1	The second secon	三五、九九九	三 _三 三	預種 -	其
	へ、芸	ŧ.	∑	70,	協語	0
	其	_ 5 _ 2	題 う な な な	0, M	費落	他
	=	12.61	-1-3	 .	₩1.	の買
	110 至	RM	共"六	르 <u>고</u>	計	擔
					割對所	
	カ ス ス	, 14.1. 79 212.	۶۲: <u></u> 		合す得 るに	
	景		<u>∌</u> ī.	—) u	金	合
•	三六七、九〇	#0ti		一些 _阿 埃	額	
	11.		<u> </u>	三 元%	割對所 合す得 るに	計
:	=	; ;		元%	るに	

(a) 千五百圓乃至二千圓階級者

													1 1 1 1 1 1	
1:07	三大、皇	+i 70	三年, 第二	四、大			1101704	1×70×	九0、四	「K10 三六、「三 五八、西西 丸0、西川 六、0×	르 ' ' 드		(二) 所得者	漁業
宝尘	四里、六六	<u></u>	鬼儿	九、四四	二二、六二九、七六二九、四四		宝兴、黑	三、全	1,3	六六、八四 九一、六四 七六、二 二 二・八七	会へる	一、五七六	(三七名)	山林田
	穴七四、九九	25 25	三三二三二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	五八、七四	三六、六、四六、八二 五六、七四	長大人	五七一、四三	= 	1110714		1118,7110	一、無空	(四一名)	田畑
12%	美 _四	<u>-</u> 2%	八四四	三八七	三 三 三 八七	<u>=:</u>	三 三 二 <u>二</u>	冷 图	九八三	奈 _四	、五元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元、三元	一、 元	(四二名) 所得者	業
割對所 合す得 るに	金額	割對所 合す得 るに	計	協部議客	體各 資庫	割對所 合す得 るに	計	・キロ・・フにょ	村市税町	縣		定所第 額得三 決程	Sil	
計	合	額	頁	の他の	其		額	資擔	稅	租		年分	得 者 ———————————————————————————————————	所

地方財政の改革

第三十六卷

二二九

第一號 二二九

					all light of
漁	山林	田	營	種	所 所
業	田田	畑	業		
へ所	〜短	〜 所	〜 所		得
	三旂	四。	四得		1.,
四得	四得	四得		别	耆
名者	名者	名者	名者	139	1 ≧
	~_	<u> </u>	 -	定所第	F_
른	=	=	=	額得三	44:
돌	垩		25円		モノト
Ju	盖	晃	芙	威	and the same of
7.5	<u>==</u>		· 阿	_	1
吴		<u> </u>	<u>四</u>	_ 稅	
元	1	差	三	府	租.
	- 3	-45	-5 m	縣	
三、一六、一六、一六、一三八一六二、九九	一、一五五二五二、二五 一七六、七七三一八、五九 四八、三八	元一、0五三五七、1四四〇四、八二一〇一、1七		成府縣稅市 町水利	
三字			큪	村市	秕
	$=\frac{2}{\pi}$	灵	<u> </u>	### III Y	, .
1	芜		<u> </u>	秋阳	2.7
	四八	0	 360	與王水	孤
	==			富功和	
<u>-</u> -				真しか	擔
35.	,		모델	,	₩¥
	至	31. 29	基而	計	
培型17- 代型	六九五、九九		四九五八九九		额
ì				割對所	'
=	=	歪		合す得	
17	=	0	3%	るに	
五	Æ.	ノし	=	體各	Liller ja
=		₹	一門	頁種	其
<u></u>	造	<u> </u>		擔團	!
147回1日町「大平 11170ま	二二、二五二、五四三九、二五	平(0 八三,00 八0,10	1六00 三四十八四万六	協部	0
] [<u> </u>	<u> </u>	議	他
:F3	<u> </u>	=		費落	0
	_			İ	
至	*		鬥而	計	頁
一、公、公	力()、元	<u>~</u>	門門]	擔
		=	K-1	割對所	額
36.		æ.		合す得	HA
			±3%	るに	<u> </u> i
	_				,
15	芸	三	五四四四	金	合
	77	~~~	四円	額	
70八至	<u> </u>		_=_		,
	_	grait		割對所 合す得 るに	\$1.
三	ष्ट्		-15	台す得	十
[7 <u>1</u>]	九	<u></u>	-₹%	6 1C	L

(三) 三千圓乃至四千圓階級者

<u> </u>	山	田	營			Ì
業	林	畑	業	種	历	
一所	田田			•	得	1
二组	三旂	四得	四得		111	
(二O名) 所得者	六得名者	(四〇名) 所得者	二十名者	別	者	
				定所第	Y-4-	
170	===	70	三 2 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	を 独得 三	年	ļ
<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	ļ
三	类	싘	た _国			l
こ、0人九 五六、0 1 110、2 1 1 1 2 7 2 1 1 2 7 2 1 1 2 7 2 2 1 1 2 7 2 2 2 2	コ、コニー・九八、七二 二九、六五二三五、玉五	1、0人五一八二、二六二三四、五0二八三、九六 八六、一五	五五	大國 税府縣税市 町(土功)		
10,	九	竇	之 _年	縣	租	
<i></i>	<u>_</u>			稅	}	
110	臺	글	三二	村市	稅	
图	臺	类	200	稅町		Ì
	 	 公		組分水	資	l
	至0,1	=	一元四	台功利		l
				<u>FC -1.3</u>	擔	
売	九四	类	<u> </u>	計		
声记、崇	四九四、三四	だべ、人士	基于10元 		額	
				割對所		
五、七 九九、四二	二三、三 三二、六九 三三、三四	三七、七、茜、〇八、六八、四三	一 六 三%	合す得 るに		١
プロ - か.	₹	護	三%	體各 資 續 續		١
	一元	Š	二 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字 字	頂	其	١
		24		協部	Ø	ŀ
九 九 九	青		三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	護費落	他	l
74_	<u> </u>			F. 141	0	ŀ
	衮	三	完_	計	頁	ŀ
10元/四0	炎'是	\equiv	完 _四		擔	l
				割對所	額	ľ
玉	<u></u>	五十九	<u>~</u> %	合す得 るに		Ì
를 뜻	五六0、三七	九0九八三	云。	金	合	ſ
四三六、七六			责 	額		į
=		<u> 74</u>		测平阴	計	ľ
三 元 元	买	黑	-⊑ -⊑%	合す得 るに	* ;	ļ

第

地 丽 以 方 て其 Ŀ 稅 及 の數字を見るに、 کل の 其 原 因 の 他 は の 負 擔 田 商工 額 畑 12 所 業者 有者 於 6.7 T Ó カゞ 負擔に比し 他 田 含 0 から 人 大 Ż. 都 の 會 約 て農業關 より 倍 Ė 0 國 不 倸 釣 者 稅 を負 σ 合に多く 負 擔 婚が Ū $\overline{\tau}$ 大となつてゐ 0 地 ゐ る 方 稅 の を C 負 あ 擔 る る 。 で *b*; 7 あ 70 専 る る 0

15

基

<

の

T

あ

威 中 丽 ならず、 地 は Ó 方 此 す・ の 人 割 П 0 3 其れ以上 \mathcal{O} 合以 專 綖 \mathcal{O} 方 稀 費 : غ 負擔を感ずる程度 面 *7*3 <u>_</u> 海 0 15 な 於 12 3 富 富 理 3 け O110 處 73 から る 0 力が 集中 255 0 地 あ 地 行 方 る 貧弱 0 زر 財 し は 之が ક T 财 政 12 易 政 る である 0 る大都 層 <u>ا</u> 缺 對策とし 集中 多く 陷 簁 カ> を改革せんとする有力 5 會に なるの $^{\prime}$ 7 Ť 於 3 從 經 旭 る 費 T 來 د ر} Ti E あ 處 T ル 種 る。 は 0) 無 ð. \(\frac{1}{2}\) 住 地 駄 0 經 方 然 方 カ; 17 る 财 費 生 \mathcal{O} 法 阆 政 な から U 12 の عَ 田 節 擵 潚 る Ē 負擔額 約 17. 含では人口 T. と負 獰 比 5 方 較 法 M す を増 擔 潔 であ たが * [v る 0) 0 邨 わ 3 \emptyset し 密度 集 地 減 <u>(</u>) H とが 方 丽 カジ し m 财 B 粗ら 7 政 痛 行 U る 調 切 は 整交付 であ る Л. 12 n 處 負 3 擔 0) で \mathcal{O} 焦. は 金 z 3

第三、 地方 셌 政 調 整交付金

万 金として最も有力なるものと考へてゐる計畫に就い 财 地 政 カ 财 調 整交付 政 調整交付 金制 度案な 金 0 考 る は三好重夫氏、 ð 0 から 發表 せら 大村清 n 7 る 氏的 τ --る 程 應説明を加へる。 で ある 安井英二氏等に依 から 爱 15 は 私 り唱 か 地 方財政調整交付 られ、 現 1= 批

財政調整交付金制度の提唱(自治研究第七卷第七號) 地方財政に於ける一二の問題に就て(自治資料パンフレット第十九輯) 地方財政調整交付金制度の意義(自治研究第八卷第九號) 5) 6)

7) -8) 地方財政調整交付金制度案(自治研究第八卷第八號)

に對 **交付金の或る一定限度まで増加する豫定である。** 總額は約五千九百萬圓程度にして地方稅總額の約一割に相當するが、將來相續稅の增收に伴ひ本 此等の財源より徴收費及事務費を控除したる殘額を交付金の總額とし、 徽(〒劃)、第三に相續税の増徽(五割)、第四に奢侈税の新設 (賣上金の一割) を舉げる事が出來 とに分れ、 地 する配 方財政調整交付金の財源としては、第一に第二種所得税の增徴(蚯劑)、第二に資本利子税の増 分標準と 何れも一 般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交付金との三つより成 市町村に對する 配分標準と更に 交付金の使途とを表示すれば **交付金は道府縣に對する分と市町** 初年度に於ける変付金の 次の如 村に對する分 3 خ ر, 道府縣 くであ 卽ち

進府縣に對する配分標準

る

金との三つに分れ、次の標準に依り配分す。交付金は一般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交付変付金は道府縣に十分の四を配分す。

第一、一般交付金

總額の三分の一を人口を標準として配分すること

第二、資力薄弱團體交付金

ふるを得ること「は神観を超ゆるを得ざること其の剰餘は一般交付金に加は存みの標準に依り道府縣に配分すること但し交付額は配總額の三分の二より第三の交付金を除きたる殘を更に二分

地方財政の改革

市町村に對する配分標準

交付金は市町村に十分の六を配分す。

金との三つに分れ、次の標準に依り配分す。交付金は一般交付金と資力薄弱團體交付金と特別團體交は

第一、一般交付金

總額の三分の一を人口を標準として配分すること

第二、資力薄弱團體交付金

國平均額に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口()直接國稅及自作農地免租額の合計額の一人平均額が全二分し各次の標準に依り之を道府縣に配分すること()總額の三分の二より第三の交付金を除きたる残額を更に

第三十六卷 二三一 第一號 二三一

一直接國稅及自作農地免租額の合計額の一人平均額が全 **乘じて得たる額** 國平均に達せざる道府縣に於ける其の不足額に人口を

二直接國稅附加稅及特別地稅の制限額の一人平均額が全 國平均に達せざる道府縣に於ける其の不足額に人口を

乘じて得たる額

特別團體交付金

次に掲ぐる道府縣に對しては特に交付金を増加し得ること 但し其の總額は交付金總額の十五分の一を超ゆるを得ざる

一人口又は其の密度の少なる道府縣

二府縣稅を以て支辦すべき道府縣債の元利償還額の特に

多額なる道府縣

三其の他財政の窮迫甚しき道府縣

第一、各種制限外課税の輕減 道府縣に對する交付金の使途

を乘じて得たる額

(二直接國稅及特別地稅附加稅の制限額の一人平均額が全 國平均に達せざる市町村に於ける其の不足額に人口を

柔じて得たる金額

(中前項に依り道府縣に配當したる交付金は更に 二分し各次の標準に依り該當市町村に配分するこ 其の線 額を

一直接國稅及其の府縣稅附加稅、自作農地覓租額、 が當該道府縣の平均額に達せざる市町村に於ける其の 地税、家屋税、營業税及維種税の合計額の一人平均額 特別

不足額に人口を乘じて得たる金額

(二直接國稅及府縣稅に對する市町村の附加稅制限額の一 ける其の不足額に人口を乗じて得たる金額 第三、特別團體交付金 人平均額が當該道府縣の平均額に達せざる市町村に於

但し其の總額は交付金總額の十五分の一を超ゆるを得ざる 次に掲ぐる市町村に對しては特に交付金を増加し得ること

(二市町村税を以て支辦すべき市町村債の元利償還額の特 に多額なる市町村

一人口又は其の密度の少なる市町村

三其の他財政の窮迫甚しき市町村

市町村に對する交付金の使途

第 一、戸敷割及其の代税たる家屋税附加稅の輕減

第三、道府縣稅の輕減に伴ふ附加稅の減收

事は之に依つても明かであらう。 三千五百萬圓であつて、 初 本交付金の目的とする所が附加税的性質を有するよりも寧ろ資力薄弱團體を救 年度の交付金五千九百萬圓の内で最も大なる金額を占めるのは、第二の資力薄弱團體交付 一般交付金二千萬圓之に 次ぎ、 特別團體交付金は 僅 かに 四百 濟するに 萬圓 ある であ

更に交付金の使途は專ら之を負擔の輕減に充つべく決して地方の新規事業に充てゝはならない

第四、地方財政調整交付金に對する疑問

のである。

標準に土地賃貸價格を採用し、 響を及ぼすものであるから愼重 還元し以て地方稅 る巧妙なる方策である。 の交付金を與へんとするものである。 第 前項に説明したる如く地方財政調整交付金は若干の國稅を增徵し新設し其の増加收入を地方に 一に地方財政調整交付金を採用する動機である。 の輕減に充てる事を目的としてゐる。而して貧弱地方團體に對しては特に巨額 然し此 第三種所得税の発稅點を引上げた如き改革 に考察せねばならぬ。 の交付金の採用は我國 我國に於ける地方稅負擔の不公平を輕減する案として 以下四點につき取敢 論者は最近の國稅の改 の地方財政及び國家 財政の が へず疑問を提出 正例 田 含 へば 上に非常なる影 0 附加 地 租 税收入を 「する。 W) 課 は頗 稅

地方財政の改革

第三十六卷

第一號

香田 ある。 を分た 減じ、 地方財政調整交付金を採用せんとするのである。決して最近の國稅の改革が田舍の人を苦し な 不均一課税の方法で之を救濟出來るのである。然し 田 稅 は である。 カ> 含の の減 H 層良くせんとするのであつて決して惡い からと云ふので茲に地方財政調整交付金を採用せんとするのである。 舎の人にとつて喜ぶべき改革であつた。然しその國稅の改革をして一層有意義たらしむ 知 盆の人 其を是正する爲めに 地 然 ねばならぬ。 田 收 方團體 故に最近 な 含 し 所 6. 原因とな 0 (水 の) から 得 地 税の 方財政 の苦しむ事」と「田舍の人々が最近の國稅の改正で負擔が輕 負擔を其れだけ軽くしたものと考へる事が出來る。 本稅 の 附加税收入の減退に因り田舎の地方財政が苦しくなつた事は差當り附加 國 つて田 発税點の引上げに基 を苦しめたので、是を匡正する為めに交付金を採用 が減税せられ 税の改革を以て地方民の經濟生活を脅か 地 含の 方財 附加稅收 | 政調整交付金を採用すべしと云ふので ただけ其 入の減じた事 く所 ものを訂正せんとするも 得稅 n だけ地 本税の減收及び土地賃貸價格 附加税の率が不均一であると云ふ事は面 方民 は 或は田 の 國 したと考へ 稅 含の の負擔額 のでは Mt 地 方團 は 加 卽ち最近の國稅 ない。 を輕 すべ な くなつた事」 秕 る 收 の 體 採用 しと主張 JA. は 减 0) O) 間 財 即ち良い し 泥港 減 違 た事とな でを苦 退 つ とは (... 7 ζ. ものを (水 る 地 の めた 改革 問題 るの めた 稅 7 租

る地方税の負擔を輕減するに存してゐる。然し一方に於いて少額の交付金を受取つた處で他方國

第二に

根

本問題とし

て地

方費

の整理

を行

£

必要のある事である。

蓋

Ų

交付

金

の

目

的

は

過

重

例 根 例 家よりの委任事務が逐年増加し 3 Ŋ 〜に交付! 本的 か る ば教育費の如き地方費を要することが最も大なる費目を捉 あ 町 ર્વ の 村が不急の事業を起して戸敷割を増 方策 金 故に 0) 目的を達する事が を講ずる必要が 金の使途を限定すると同時に國費 あ ź. 出来な |更に地方團體其れ自身が浪費を行つてゐては、 或 は地 ζ. Ö である。 方費の整理 一面 も尋常小學校教員の俸給 現に義務教育費國庫負擔 は百 と地方費との限界、 在河清 へて其れの を待つが を拂 みに 如 地 しと云 方費の はな 金を多額 燒石に水 つき かっ 地 內容 ふ人 つ 方費の 12 受取 Ď Ġ りす 譬 あ 就 整理 の通 る る實 ر ئ 7

を行ふ

の も 一

案である。

逵 入 利子稅、 去 0 務教育費國 場合の :敷と貧弱の程度とに絕對的又は して の 一つて國稅と交付金とのみを以て我が である。 第三に交付金の最高限を如何に決定するかの問題である。例へば相續稅、 如 < 奢侈税の收入が變動すると自ら交付金の金額が變動する事となる。 調和 考 る有様であ 庫 交付金を常に 負擔 を如 る事とな 金 何にして圖 ź. の 如 るから、交付金に對する要求が逐年增加する事を覺悟せねばならぬ。現 地 交付金を極端 き最初は極 方 稅總額 るべきか。 相對的變化があると、 0 めて小額であつたが、 財政を賄ふべ に擴 割程 又交付金制度を一度實施すれば地方團體 張することは結局 度に 止 きか、 かべ き か**、** 交付金の割當額を變更せねばならぬ。 昭和 此 は の 或は 點 地 七年度に於 方稅制 *i* = 地 關 方稅 して 度を否認 を我國 Ġ Ç, 更に 第二種所得稅。 靜 ては九千七百萬 か 財政 すること 配分標準た は之を當然 考察する必要 より 抹 な 圓 る人 0 義 其 收 る

0

口

方財政の改革

第三十六卷 二三五五 第一

がある。

付金例 交付金の關係を考察する。 せるのみである。 金は又獨特の方法に依り之を交付し、其の間に何等の合理的連絡がなければ徒らに財政を紛糾さ 第四 (へば義務教育費國庫負擔金は其の獨自の配分方法に依つて之を交付し、 我國の國家財政及び地方財政の組織全體と地方財政調整交付金との關係である。他の交 同 .種の変付金を合理的に統一する事が先決問題である。 我國の收利稅の體系を見るに次の如くである。 更に租税體系に對する 地方 財政 調整交付

我國の收利稅の體系

所得稅(第一種所得稅、第二種所得稅、第三種所得稅)

|不動産所得に對する收益稅(地租、家屋稅)

收益税→動産所得に對する收益税(資本利子税)

【營業所得に對する收益稅(營業收益稅、鑛業稅、砂鑛區稅、取引所營業稅)

相續稅

切 と關 云はねばならぬ。 . から、 地 卽 ち我國 方 聯 財政と關 せしめ、 地 方 の收利税の内で第二種所得税と資本利子税と相續税との三種のみが地方税と關係がな 財政調整交付金は此等の諸税に着目したのである。 係を保たないと云ふのは、 他の收利税に就いては附加税に依つて地方財政と關聯せ 然し此等三種の收利税及び奢侈税に就いては交付金獨特の方法に依り地 果して妥當なりや否や疑ひ無きを得ない。 此の點に於いては面 しめ、 其 の他 白 の 一國税は しっ 思付と 方財 政

1. Sugar

明 快 以 Ĺ なる具體的解決が得らるれば地方財政交付金制度も問題とする事が出來る。 24 點に亘り地方財政調整交付金に對する私の疑問を披攊したのである。 此等の諸點に就き

第五、結

き農村 地方 から 盐 に農民の 7 2 地 地 蚁 稅 る事 方 方 . あ 財政調整交付 12 財 Ò 或 負擔か 負擔の 政 其 從 の 譋 8 整交 っ 和 増徴部分を交付金として與ヘ以て 不 商工 τ 0 /付金 均 \mathbb{H} 國 衡 業者 含に 金 秜 の主眼とする處であ 8 45 0 住居せ 飰 基 の負擔 萷 提條 ζ 分 事 1 る人 徴收 は、 より 件たる事實、 大 動 Żţ. r V の なる事、 かっ 負擔が 其 U 難 る。 0) 卽 餘 き事實で ち大 兩者 卒直 大 分の īfii 都 し 都 に云 國 T 市 の租税負擔を平衡に導 あ 市 地 に住 稅 た人口 Ź. Ŀ 方 ^ ば、 貧 (= 居 易引 此 ታ 也 る負 る人 富め から \emptyset の 程度 集中 不 均 擔 Þ る (に應じ 都會 衡 0) の 不 負 而も富が E 擔 Ħ 均 かゝ ょ h て分 衡 より んとする主旨 Œ. 國 43 0 も大 酉己 原 税を増徴 h 層多 Ð 因 かう な から 爲 んとする ζ め 主 る事 集積 ځ し 出 貧 日 し 更 木 ٦. 7

大都 格に の 分 地 配 改 方 市と地方農村との 方 め 财 法を市より 政 成 調整交付金の主旨とする處は至極尤もである。嘗つて地租の課稅標準を土地 功しなか 帲 租税負擔を均衡にせんとする精神 村 つ たが地租と營業收益税とを地方に委譲せんとし、 に厚く貧弱 市町村に厚く定め更に總額 。 の 現れであ を年を逐ひ増加 ź. 然 義務教育費國 し 前 せるが 述の 如 く地 如 医 庫 負擔 の賃貸價 方 財政 全 < 金

る

る。

地方財政の改革

第三十六卷 二三七 第一號 二三

等の點 との行 地 か 性 して行く最初 方 る制度を採らんとするの 質が甚だ曖昧 整交付 財 败 も再考する必要があ 政 事務 調整交付金に |金なるものは果して一時凌ぎの妥協案に過ぎないものか又 Ø の段階として此の制度を用ひんとするの 分 である。 胯 經費負 統 附加 30 カゝ 併合する事をも遠慮して單に財政調整変付金のみを考 擔 税を徴收 又は將來に亘り國家が地方財政の統制に乘出し交付金制度を擴張 の分割等の し難い 根本問題に一 國 税に對し技術上の理 か、 切手を觸れ 此の邊が 山 る事をせず、 明瞭でない。 は徹底的解決策である から地方附加税に代 叉他 更に へてお 國家と地方 の交付金を る か **、** かっ へて斯 其 H

ある。 き眞面 で地 となつて來てゐ せずに、 最 近 方 Œ 財 目 於 國家財政と地方財政とに亘り根本的改革を行ふ大事業の一部分として之を扱ひたいので 政 15 反省 け 調整交付金制度に就 る 我が 3 すべ き時期 卽 國 家 ち地 財 方稅 に到 政の紊亂の結果は 體系 しっ 來 ても單に地 して に就 3 30 いては國 方財政 同 必然的に國家財政 時 稅體系以上 **{** = $\hat{\sigma}$ 地 方 問題として之を切り離 財政 に改正 の 改革 の改革を促 の氣運 は國家 財 Ų に迫られて 政 今や國 して考案する事を の 改革 ħ 以 Ŀ 12 從 必要 12 就